

5 都議会のご案内



東京都議会議事堂

議事堂

都議会を象徴し、活動の場の中心となるのが議事堂です。都民から選ばれた議員がここに集まり、都政に関する様々な事柄について議論を重ね、慎重に決めていきます。

現議事堂は、平成2年12月27日に竣工した建物で、地上7階、地下1階の鉄骨鉄筋コンクリート造りです。

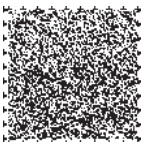
6階、7階は吹き抜けの議場となっており、全議員が出席する本会議が開かれます。議会を代表する議長及び副議長の執務室は、6階北側にあり、5階は各会派等の控室になっています。

2階には、正面玄関や、東京都議会図書館、都議会PRコーナーがあります。（議事堂案内図71～73ページ参照）

また、議事堂内には、高齢者や身体の不自由な方にも利用しやすいように、車いす用トイレ、音声付きエレベーター等を設置しています。



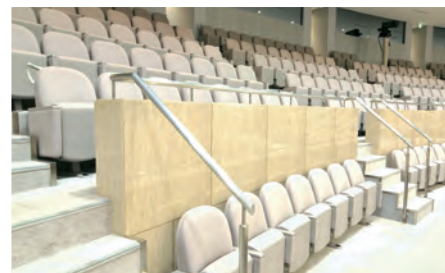
議場【6F・7F】



議場

議場は、正面の議長席を中心として扇形に議席が配置され、会派ごとに席が指定されています。

傍聴席は議場7階で、車いすを利用した方も傍聴できるスペースがあり、耳の不自由な方が手話をご覧いただける画面も設置しています。また傍聴席の後方には、見学者ロビーが設けられており、議場の外から議場内を見学できるようになっています。



議場傍聴席【7F】

委員会室

都議会において、実質的な審査の場となっている委員会室は、3階、4階、6階に計16室が設けられており、各委員会ごとに委員会室が割り当てられています。

委員会室の中で最も大きな第15委員会室では、予算特別委員会等が開かれています。



第15(予算特別)委員会室【6F】

図書館

議事堂の2階北側に東京都議会図書館があります。

この図書館は、都議会議員の調査研究に資するために設置された専門図書館で、都議会の会議録や東京都の資料、国及び他の自治体の資料など、地方自治に関する文献等が集められており、その数は約9万7千冊に上っています。

利用者は、この図書館の設置目的から都議会議員及び都議会関係者等となっていますが、一般の方も閲覧することができます。



東京都議会図書館【2F】



議事堂見学

開かれた都議会として都民の皆さんに都議会を身近に感じていただけるよう、都議会では議事堂内に見学コースを設けております。

見学者用リーフレットを配布しておりますので、議事堂2階南側の都議会PRコーナーにお越しください。

団体で見学される場合は、事前に都議会PRコーナーへお申込みください。

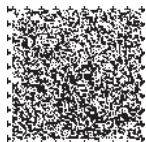
見学時間 平日9時～17時
(土曜日、日曜日、休日及び
年末年始はお休みです。)

●議事堂見学に関する
お問い合わせ・お申込み
都議会PRコーナー受付
☎ (03) 5320-7129
FAX (03) 5388-1779

●都議会の傍聴

本会議や委員会は傍聴（会議場の中で見たり聞いたりすること）ができます。

どなたでも傍聴することができますので、お気軽に都議会の傍聴へお出かけください（傍聴の方法については6ページをご覧ください。）。



見学コース



都議会PRコーナー 議事堂2F南側



第15(予算特別)委員会室 議事堂6F南側
傍聴席から見学



議場 傍聴席から見学 議事堂7F

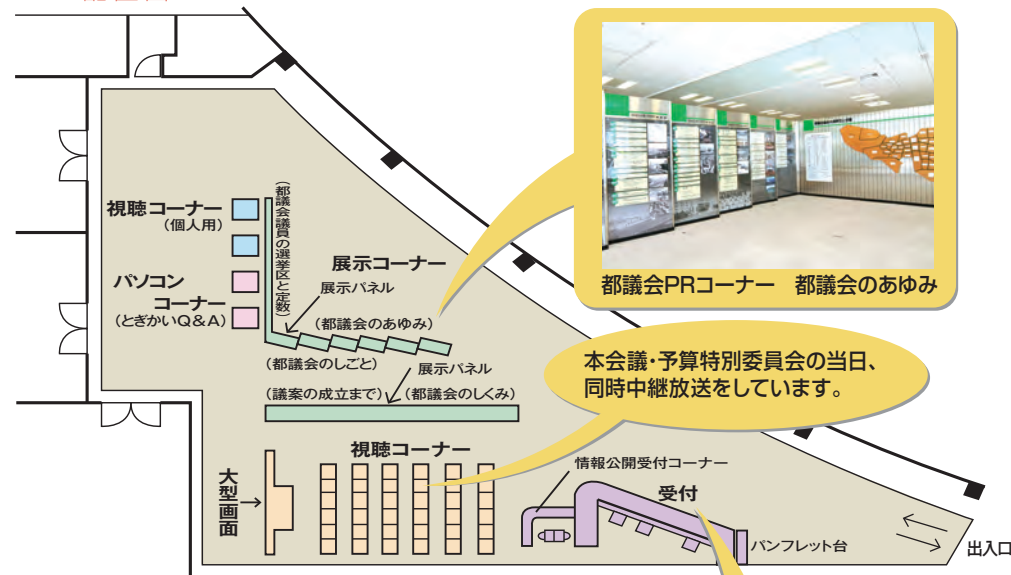
都議会からの広報

●都議会PRコーナー(議事堂2階南側)

都議会PRコーナーでは、都議会に関する情報をパネル、DVD、パソコンなどに

より、分かりやすく紹介しています。また、都議会関係のパンフレットなどの配布や、議事堂の見学案内も行っています。

配置図



都議会PRコーナー 都議会のあゆみ

本会議・予算特別委員会の当日、
同時中継放送をしています。

●都議会PR用DVDの貸出し

都議会のしくみや活動状況などを紹介したDVDの貸出しを行っています。お気軽にお問い合わせください。

内容 明日をみつめて～東京都議会～(10分)

ホープ博士に会いに行こう!(9分)※アニメ

なお、内容は、都議会ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス

<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

または、各検索サイトで **東京都議会** を **検索**

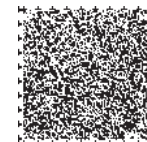


都議会PRコーナー受付【2F】

●PRコーナーとDVD等に関する お問い合わせ・お申込み

都議会PRコーナー受付

☎ (03) 5320-7129 FAX (03) 5388-1779



● 都議会のはなし・都議会のしおり

「都議会のはなし」(本誌)は、都議会の概要を分かりやすく解説したものです。

見学者用リーフレット「都議会のしおり」(A4判4ページ)は、一般用と児童用のほかに、英語、ハングル、中国語等もご用意しております。



● 都議会だより

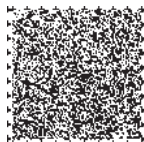
本会議を中心に、議会活動の様様をお知らせするタブロイド判の広報紙です。年5回作成し、主要日刊新聞に折り込んで配布するほか、都の施設や区市町村の窓口、図書館、都営地下鉄駅構内、公共機関窓口等にも置いてあります。また、都議会ホームページでもご覧になれます。

目の不自由な方のために、点字版(A4判)・テープ版・デージー版も発行しており、希望される方にお送りしています。



● 開会ポスター

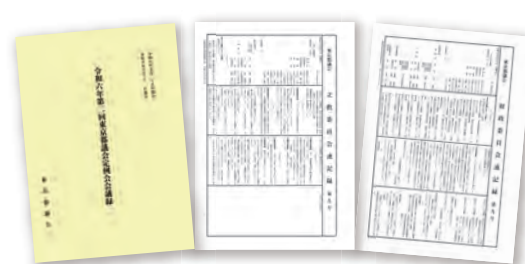
年4回の定例会の開会を都民の皆さまにお知らせするため、都内を走るJRや私鉄、地下鉄、都電及び都バスなどに掲示しています。



● 本会議会議録・委員会速記録

本会議、委員会の議事を記録したもので、会期、委員会の終了後おおむね30～50日(土日及び休日含まず)後に発行されます。

都議会図書館を始め、都庁第1本庁舎(3階)の都民情報ルーム、都内主要公立図書館、都議会ホームページでご覧になれます。



● テレビ放送

都議会提供番組として、都議会本会議及び予算特別委員会の中継、議長・副議長や各会派の代表者による座談・討論番組、VTR取材による都議会常任委員会等の活動状況を放送しています。

● ホームページ

都議会では、ホームページによる都議会情報の提供を行っています。

また、メールマガジンの配信もしています。

主な掲載内容：都議会のあらまし

- 議員名簿
- 会議の予定
- 本会議の会議録
- 委員会の速記録
- 会議録検索
- 提出議案と議決結果
- インターネット中継
- 都議会図書館蔵書検索
- キッズページ



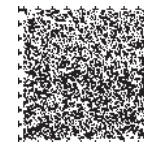
都議会ホームページ

ホームページアドレス

<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>

または、各検索サイトで

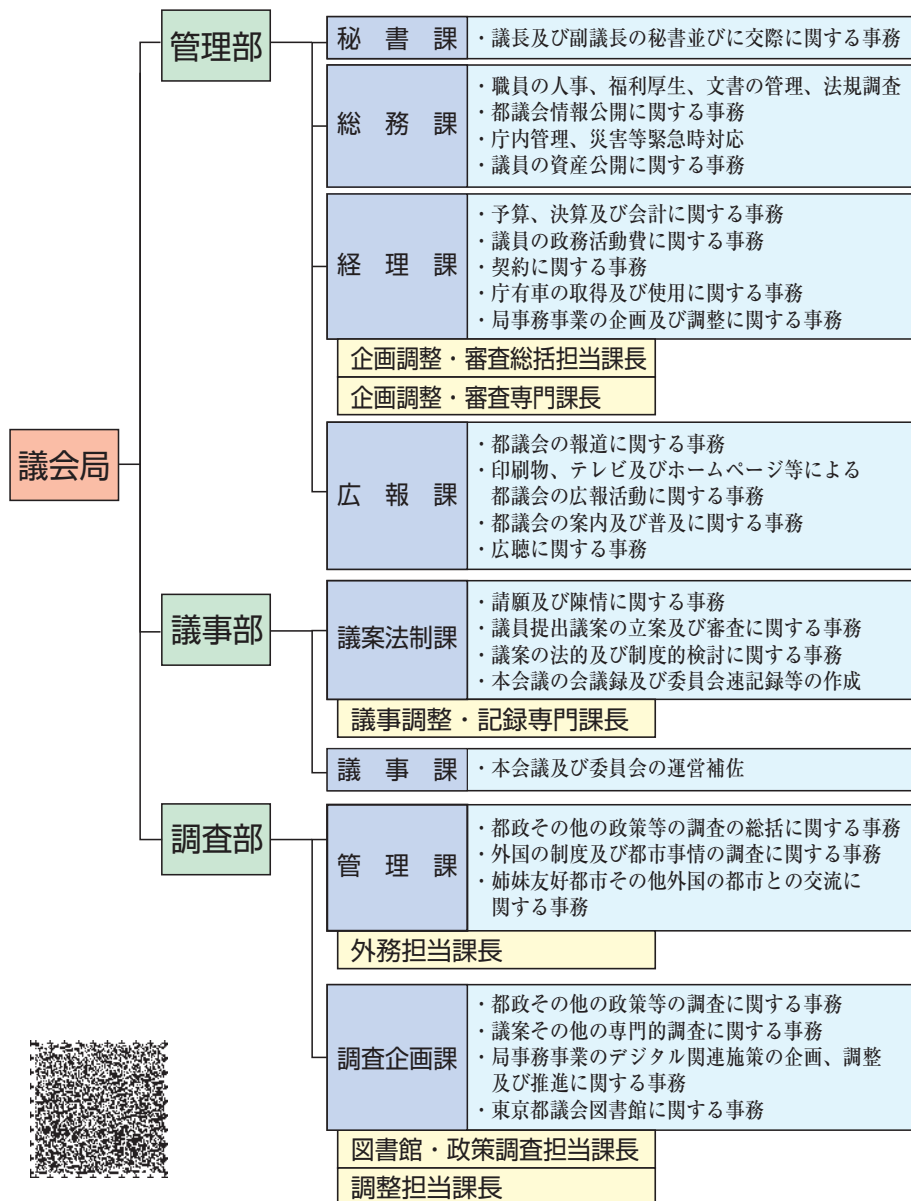
東京都議会 を 検索



議会局

都議会の活動を補助する事務を行うために議会局が設置されています。本会議や委員会の運営に関する事務を行ったり、

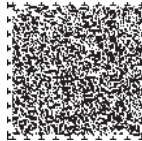
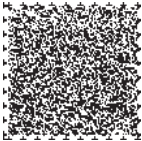
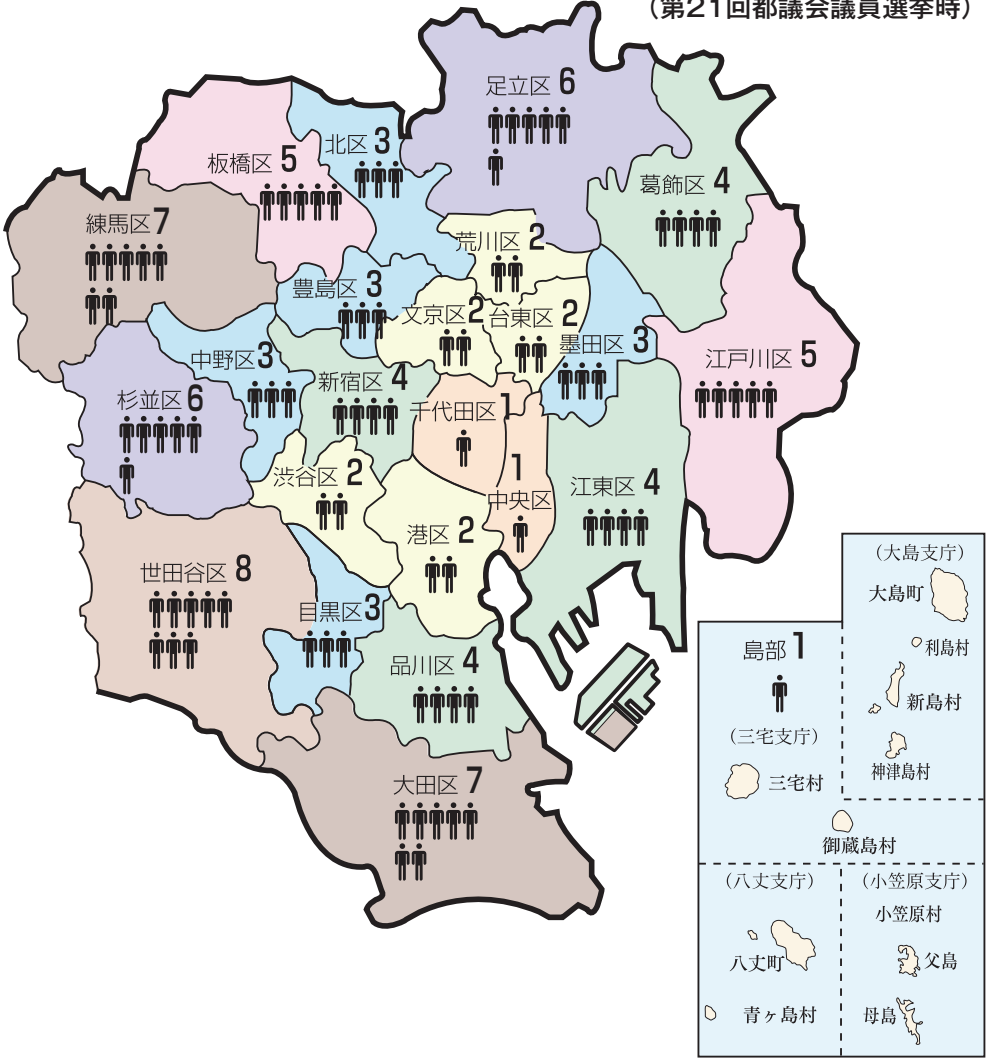
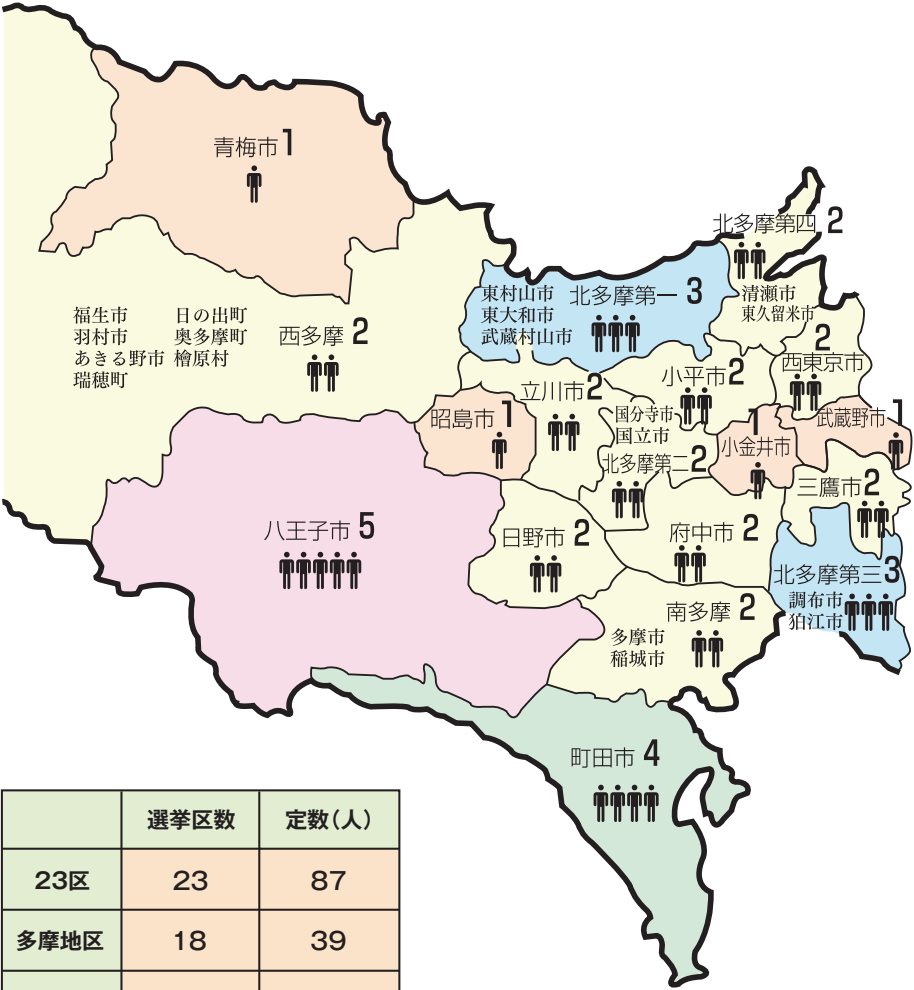
議会活動に必要な資料の作成、都政に関する調査などを行っています。



メモ

資料1 都議会議員の選挙区と定数

令和3年7月現在
(第21回都議会議員選挙時)

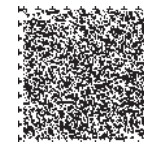
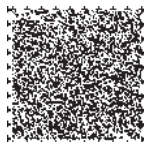


資料2 都議会の開会状況

年	定例会・臨時会			主な可決議案等
	回	会期	日数	
30	1	2.21～ 3.29	37	3.29 東京都鉄道新線建設等準備基金条例
	2	6.12～ 6.27	16	6.27 東京都受動喫煙防止条例 6.27 児童虐待防止対策の強化及び充実に関する意見書
	3	9.19～10. 5	17	9.19 地方法人課税の見直しに関する意見書 10. 5 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
	4	12. 4～12.19	16	12.19 東京都中小企業・小規模企業振興条例
31	1	2.20～ 3.28	37	2.21 天皇陛下御在位三十年にあたり賀詞を奉呈することについて 3.28 東京都子供への虐待の防止等に関する条例
	臨	4.26	1	4.26 退位の礼にあたっての奉呈文について
令和元	2	6. 4～ 6.19	16	6.19 副知事の選任の同意
	3	9. 3～ 9.18	16	9.10 副知事の選任の同意 9.18 正・副議長の選挙
	臨	10.21	1	10.21 天皇陛下御即位にあたり賀詞を奉呈することについて
	4	12. 3～12.18	16	12.18 都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例
2	1	2.19～ 3.27	38	3.27 東京都犯罪被害者等支援条例 3.27 東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会に係る文書等の保管及び承継に関する条例
	臨	4.17～ 4.22	6	4.22 令和2年度東京都一般会計補正予算(第4号)
	2	5.27～ 6.10	15	6.10 令和2年度東京都一般会計補正予算(第6号) 6.10 副知事の選任の同意
	臨	7.17～ 7.27	11	7. 5 都議会議員補欠選挙 7. 5 都知事選挙 7.17 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例の一部改正条例
	3	9.18～10. 8	21	9.30 東京都議会委員会条例の一部改正条例
	臨	11. 6	1	11. 6 立皇嗣の礼にあたり天皇陛下ならびに皇嗣殿下に賀詞を奉呈することについて
	4	11.30～12.16	17	12.16 令和2年度東京都一般会計補正予算(第13号)
3	1	2.17～ 3.26	38	3.26 東京都こども基本条例
	2	6. 1～ 6. 7	7	6. 7 選択的夫婦別姓制度に係る国会審議の推進に関する意見書 7. 4 都議会議員選挙
	臨	7.23	1	7.23 正・副議長の選挙 7.23 木下ふみこ議員に対する辞職勧告決議

※ 回の欄の数字は定例会の回（1→第1回定例会）、臨は臨時会

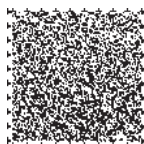
年	定例会・臨時会			主な可決議案等
	回	会期	日数	
3	臨	8.18～ 8.20	3	8.20 令和3年度東京都一般会計補正予算(第11号) 8.20 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置 8.20 オリンピック・パラリンピック特別委員会の設置
	3	9.28～10.13	16	9.28 木下ふみこ議員に対する辞職勧告決議
	4	11.30～12.15	16	12.15 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部改正条例
	1	2.16～ 3.25	38	3. 3 東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正条例 3.25 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正条例
4	2	6. 1～ 6.15	15	6.15 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部改正条例 6.15 東京都手話言語条例
	3	9.20～10. 7	18	10. 7 令和4年度東京都一般会計補正予算(第3号)
	4	12. 1～12.15	15	12.15 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部改正条例
	1	2.15～ 3.24	38	3. 2 東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正条例 3.24 副知事の選任の同意
5	2	6. 6～ 6.21	16	6. 4 都議会議員補欠選挙
	3	9.19～10. 5	17	6.21 令和5年度東京都一般会計補正予算(第3号) 9.19 副知事の選任の同意
	4	12. 5～12.20	16	10. 5 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部改正条例 10. 5 正・副議長の選挙 10.15 都議会議員補欠選挙
	1	2.20～ 3.28	38	12.20 東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正条例
6	2	5.29～ 6.12	15	3. 6 東京都公立学校情報機器整備基金条例 3.28 副知事の選任の同意 5.26 都議会議員補欠選挙
	3	9.18～10. 4	17	6.12 東京都都税条例の一部改正条例 7. 7 都議会議員補欠選挙 7. 7 都知事選挙
	1	2.20～ 3.28	38	10. 4 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例
	2	5.29～ 6.12	15	10. 4 副知事の選任の同意



資料3 都議会の沿革

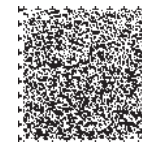
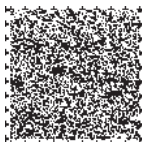
西 暦	年 月 日	事 項
1943年	昭和18年 6月 1日	東京都制制定(7月1日施行) ● 東京府及び東京市を廃止し、自治団体である東京都を置き、府県と市町村の性格を併有させ、官選の都長官を置く
	9月13日	第1回都議会議員選挙(定数100人)
	10月11日	第1回東京都議会臨時会開会
1946年	昭和21年 9月27日	東京都制の改正(戦後における民主議会制度の発足) ● 選挙権は満20歳以上で6か月以上都内に居住する男女 ● 都長官公選となる ● 東京都議会議員の定数(120人)
1947年	昭和22年 4月17日	新憲法の成立により新しい地方自治法が公布(5月3日施行) ● 議員の任期 4年 ● 議会の地位の強化(常任・特別委員会の設置、議員の発案権の拡充、地方公共団体の事務に対する調査権の付与) ● 公聴会制度の設置
	4月30日	第2回都議会議員選挙(定数120人)
	12月12日	地方自治法の改正(昭和23年1月1日施行) ● 議会の予算増額修正の議決権 ● 議会の調査権の規定整備
1950年	昭和25年 5月 4日	地方自治法の改正(5月15日施行) ● 事務に関する書類及び計算書検閲権、各種行政委員会の事務の管理、出納の検査権、地方公共団体の長及び各行政委員会の委員に対し、事務に関する説明要求権と意見陳述権 ● 関係行政庁に対する意見書提出権
1951年	昭和26年 4月30日	第3回都議会議員選挙(定数120人) ● 公職選挙法施行後初の選挙
1952年	昭和27年 8月15日	地方自治法の改正(9月1日施行) ● 長は定例会を年に4回招集しなければならない ● 選挙権は満20歳以上で3か月以上都内に居住する男女
1955年	昭和30年 4月23日	第4回都議会議員選挙(定数120人)

西 暦	年 月 日	事 項
1956年	昭和31年 6月12日	地方自治法の改正(9月1日施行) ● 議員の請負禁止 ● 定例会は毎年4回以内で条例で定める ● 常任委員会は都においては12以内置くことができる ● 議員は1箇の常任委員会の委員となる ● 議案の発議、修正の動議及び懲罰の動議を議題とするときは、議員定数の8分の1以上の者の発議による
1959年	昭和34年 4月23日	第5回都議会議員選挙(定数120人)
1961年	昭和36年11月20日	地方自治法の改正(11月20日施行) ● 92条の2(関係私企業からの隔離)の資格決定は議会が行う
1963年	昭和38年 4月17日	第6回都議会議員選挙(定数120人) 地方自治法の改正(昭和39年4月1日施行) ● 96条の議決事件の一部改正
1965年	昭和40年 6月 3日	地方公共団体の議会の解散に関する特例法が公布(6月3日施行) ● 議員定数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者が同意すれば、議会は自ら解散することができる
	6月14日	特例法に基づく東京都議会の解散
	7月23日	第7回都議会議員選挙(定数120人)
1969年	昭和44年 3月25日	地方自治法の改正(3月25日施行) ● 議員定数は120人とする。なお、都にあつては、特別区の存する区域の人口を150万人で除して得た数を限度として、条例でこれを増加することができる。ただし、130人を定限とする
	7月13日	第8回都議会議員選挙(定数126人)
1973年	昭和48年 7月 8日	第9回都議会議員選挙(定数125人)
1977年	昭和52年 5月27日	地方自治法の改正(5月27日施行) ● 議員定数は120人とする。なお、都にあつては、特別区の存する区域の人口を100万人で除して得た数を限度として、条例でこれを増加することができる。ただし、130人を定限とする
	7月10日	第10回都議会議員選挙(定数126人)



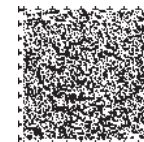
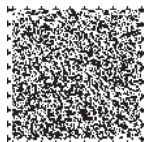
西 暦	年 月 日	事 項
1981年	昭和56年 7月 5日	第11回都議会議員選挙(定数127人)
1984年	昭和59年 5月17日	都議会議員定数訴訟で最高裁が違法判決 ●昭和56年都議選は選挙権の平等の要求に反していたものとして、都選管の上告を棄却
	12月14日	都議会議員の定数は正(3減3増)
1985年	昭和60年 7月 7日	第12回都議会議員選挙(定数127人)
1987年	昭和62年 2月17日	都議会議員定数訴訟で最高裁が違法判決 ●昭和60年都議選は、投票価値の不平等解消が不十分で違法であるとして、都選管の上告を棄却
1988年	昭和63年 7月13日	都議会議員の定数は正(3減4増)
1989年	平成元年 7月 2日	第13回都議会議員選挙(定数128人)
1991年	平成 3年 4月 1日	都議会議事堂・都庁舎が新宿に移転
	4月 2日	地方自治法の改正(4月2日施行) ●議会の委員会に参考人制度を設ける ●条例で議会運営委員会を置くことができる ●議会が検査し、又は監査委員の監査を求める事務を政令で定めるものを除き、機関委任事務まで拡大
	4月23日	都議会議員定数訴訟で最高裁が違法判決 ●平成元年都議選は、定数条例の改正が不十分で違法であるとして、都選管の上告を棄却
1992年	平成 4年 6月17日	都議会議員の定数は正(8減8増)
1993年	平成 5年 6月27日	第14回都議会議員選挙(定数128人)
1995年	平成 7年 3月24日	都議会議員の定数訴訟で最高裁が適法判決 ●平成5年都議選の選挙無効を求めた訴訟の上告審で、有権者の上告を棄却し、千代田区の特例選挙区を認める判決を支持
	12月 1日	MXテレビによる本会議生中継開始
1996年	平成 8年 6月26日	都議会議員の定数は正(1減)
	8月22日	地方分権を推進し、首都機能移転問題を考える「全都大会」を開催し、「地方分権の推進に関する決議書」及び「首都機能移転問題に関する決議書」を東京都議会、特別区議会、東京都市議会及び東京都町村議会は満場一致で採択

西 暦	年 月 日	事 項
1997年	平成 9年 7月 6日	第15回都議会議員選挙(定数127人)
1998年	平成10年11月14日	中学生議会開催
1999年	平成11年 1月22日	都議会議員の定数訴訟で最高裁が適法判決 ●平成9年都議選の選挙無効を求めた上告審で、有権者の上告を棄却、千代田区の特例選挙区を認める判決を支持
	4月 1日	東京都議会情報公開条例施行
	7月22日	地方自治法の改正(平成13年4月1日施行) ●議案提出要件及び修正動議の発議要件を緩和(8分の1以上→12分の1以上)
	12月21日	東京都議会ホームページの開設
2000年	平成12年 5月24日	地方自治法の改正(平成12年5月31日施行) ●議会が国会に対し意見書を提出することができる ●議会における会派又は議員に対し、条例により政務調査費を交付することができる(平成13年4月1日施行) ●議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止
	6月28日	本会議場に国旗・都旗を掲揚開始
2001年	平成13年 3月 8日	都議会議員の定数は正(2減2増)
	4月 1日	東京都政務調査費の交付に関する条例施行
	6月24日	第16回都議会議員選挙(定数127人)
2002年	平成14年 3月30日	地方自治法の改正(4月1日施行) ●議案の審査等必要があると認めるときは、議員を派遣することができる
	5月21日	首都移転断固反対総決起集会
	10月 5日～11日	東京都議会開設60年記念行事を実施
2003年	平成15年 6月24日	平成15年第2回定例会開会日に「省エネルギー都議会」を実施
2004年	平成16年 5月26日	地方自治法の改正(平成16年11月10日施行) ●定例会招集回数の制限を廃止する
	6月 9日	地方自治法の改正(平成17年4月1日施行) ●議会又は議長の処分等に係る訴訟については、議長が当該地方公共団体を代表する、などの行政事件訴訟法の改正に伴う規定の整備
2005年	平成17年 7月 3日	第17回都議会議員選挙(定数127人)



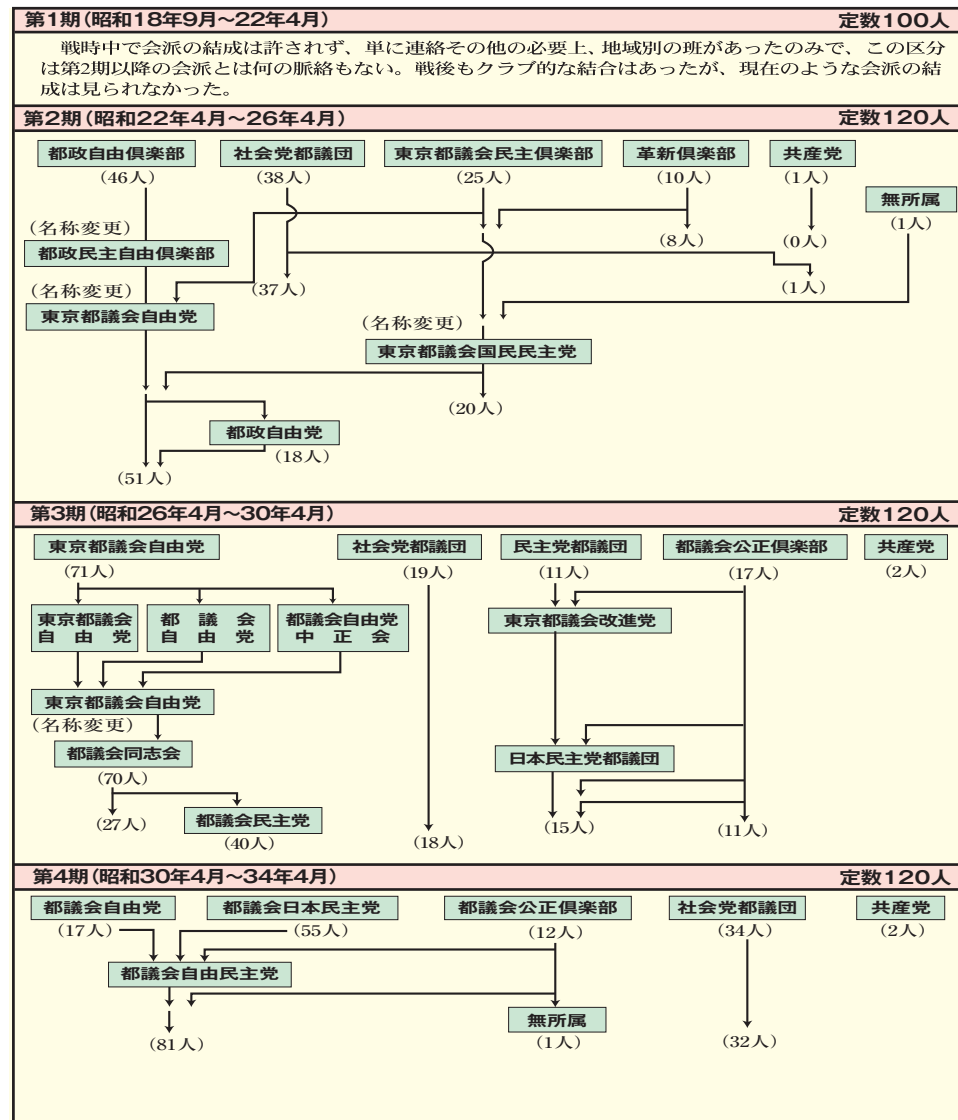
西 暦	年 月 日	事 項
2006年	平成18年 6月 7日	地方自治法の改正(11月24日施行) ● 専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる ● 議長は長に対し臨時会の招集を請求することができる ● 議員は少なくとも1の常任委員となる ● 委員会は議会に議案を提出することができる
2008年	平成20年 6月18日	地方自治法の改正(9月1日施行) ● 議会は会議規則の定めるところにより、議案審査又は議会運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができる ● 議員の報酬の規定を明確にし、名称を「議員報酬」とする
2009年	平成21年 4月 1日	東京都政務調査費の交付に関する条例の改正 ● 議長に提出する収支報告書に領収書その他の支出を証する書類又はその写しの添付を義務付ける ● 専門的見地からの意見を聴くため、学識経験を有する第三者による協議会を設置
2011年	7月12日 平成23年 5月 2日	第18回都議会議員選挙(定数127人) 地方自治法の改正(平成23年8月1日施行) ● 議員定数の法定上限を撤廃 ● 議決事件の範囲を拡大(平成24年5月1日施行)
2012年	平成24年 9月 5日	地方自治法の改正(平成24年9月5日施行) ● 条例により通年の会期とすることができる ● 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないとき、議長が臨時会を招集できる ● 委員会に関する規定を簡素化し条例に委任(平成25年3月1日施行) ● 本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができる ● 政務調査費について、名称を「政務活動費」に、目的を「調査研究その他の活動」に改め、経費の範囲を条例で定める(平成25年3月1日施行) ● 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件に拡大 ● 副知事・副市町村長の選任を専決処分の対象から除外

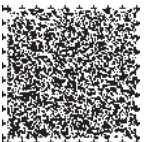
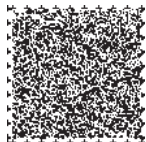
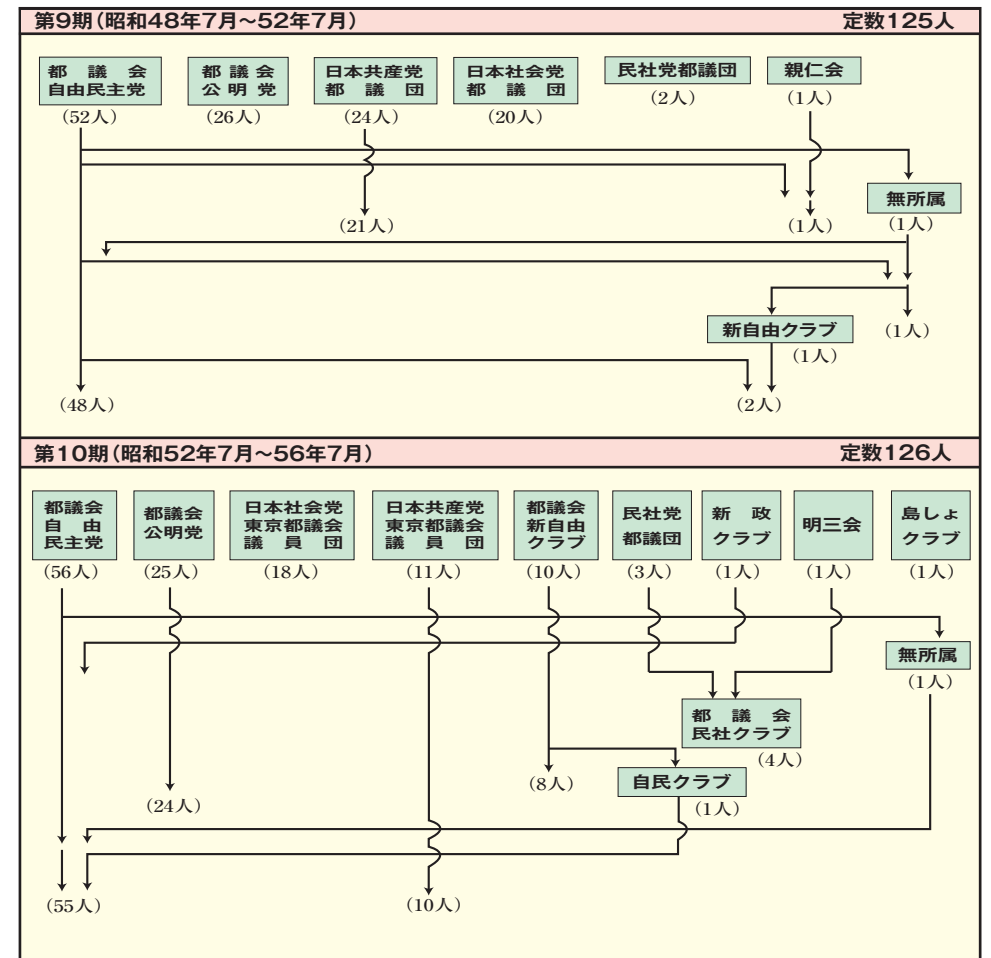
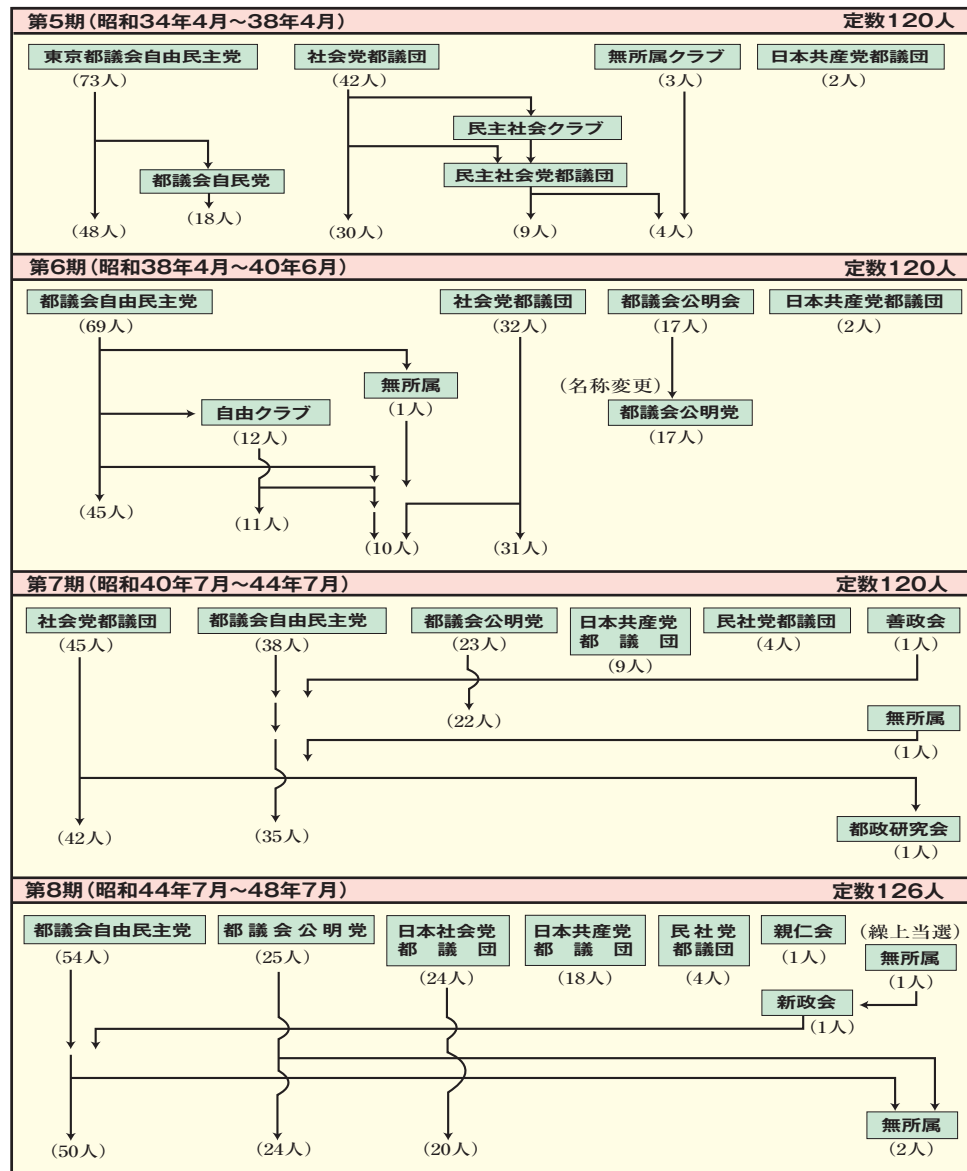
西 暦	年 月 日	事 項
2013年	平成25年 3月 1日	東京都政務活動費の交付に関する条例の改正 ● 「政務調査費」を「政務活動費」に(条例名含む)、目的を「調査研究その他の活動」に改め、経費の範囲を条例に規定
2015年	6月23日 平成27年 6月19日	第19回都議会議員選挙(定数127人) 公職選挙法等の改正(平成28年6月19日施行) ● 選挙権を有する者の年齢を満20歳以上から満18歳以上に改める
	12月16日	東京都議会情報公開条例の改正(平成28年4月1日施行(一部を除く)) ● 行政不服審査法の改正及び番号法施行に伴う改正
2016年	平成28年 6月15日	都議会議員の定数は正(2減2増)
2017年	平成29年 3月 1日	東京都政務活動費の交付に関する条例の改正(平成29年4月1日施行) ● 議員1人当たりの交付月額を60万円から50万円に減額 ● 収支報告書及び領収書等の写しをインターネットにより公表
	4月 1日	東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正(平成29年4月1日施行) ● 議員の都内・隣接他県への出張に伴う費用弁償並びに招による会議・委員会等出席に伴う費用弁償の廃止
	7月 2日	東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例施行 ● 議員報酬の月額及び期末手当を20%減額する特例措置(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
2018年	平成30年 2月28日	第20回都議会議員選挙(定数127人) 東京都政務活動費の交付に関する条例の改正(平成30年4月1日施行) ● 使途基準に「政策推進等活動費」を新設 ● 閲覧及びインターネットによる公表の対象とする書類に、「議長が別に定める書類の写し」を追加(平成30年度の支出分から適用)
	4月 1日	議員報酬の月額及び期末手当を20%減額する特例措置の継続(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

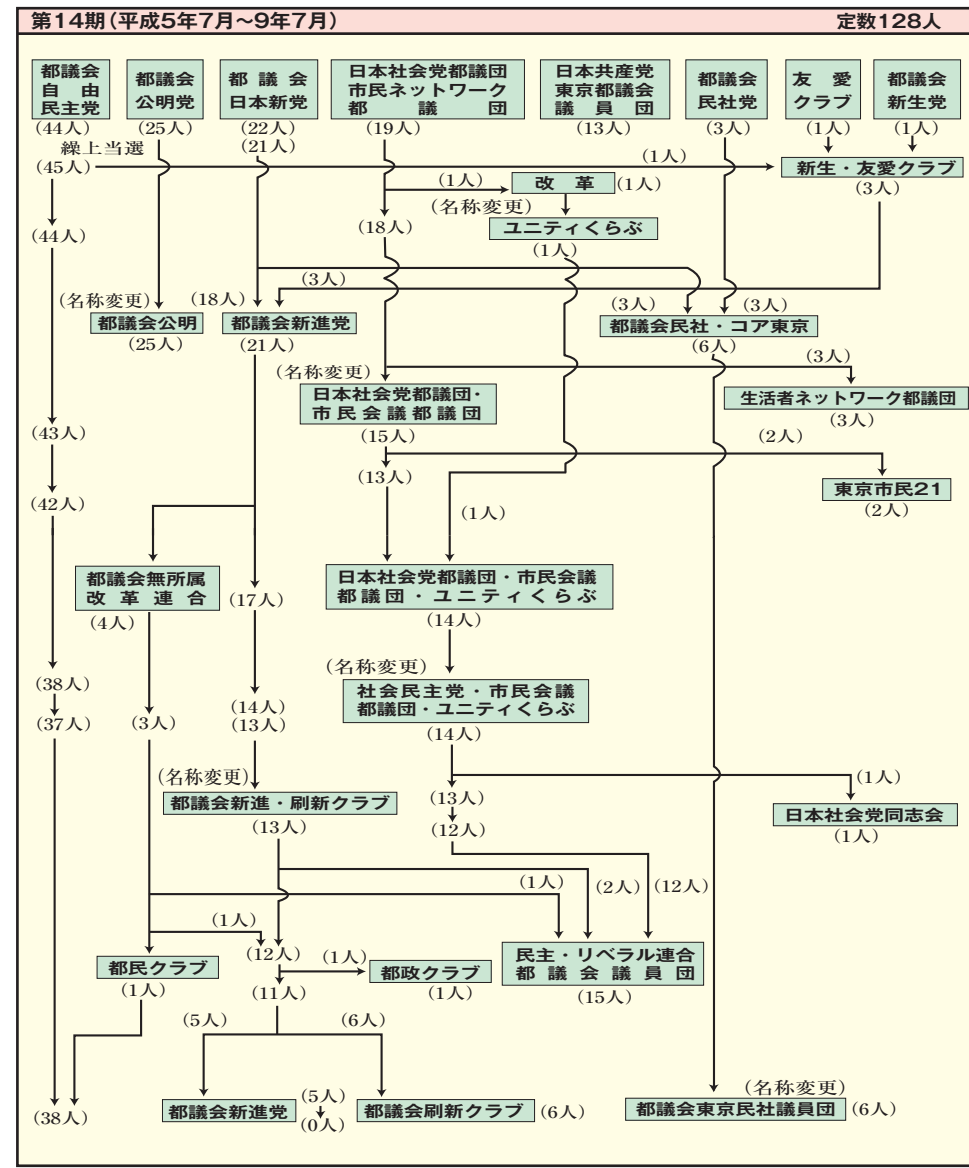
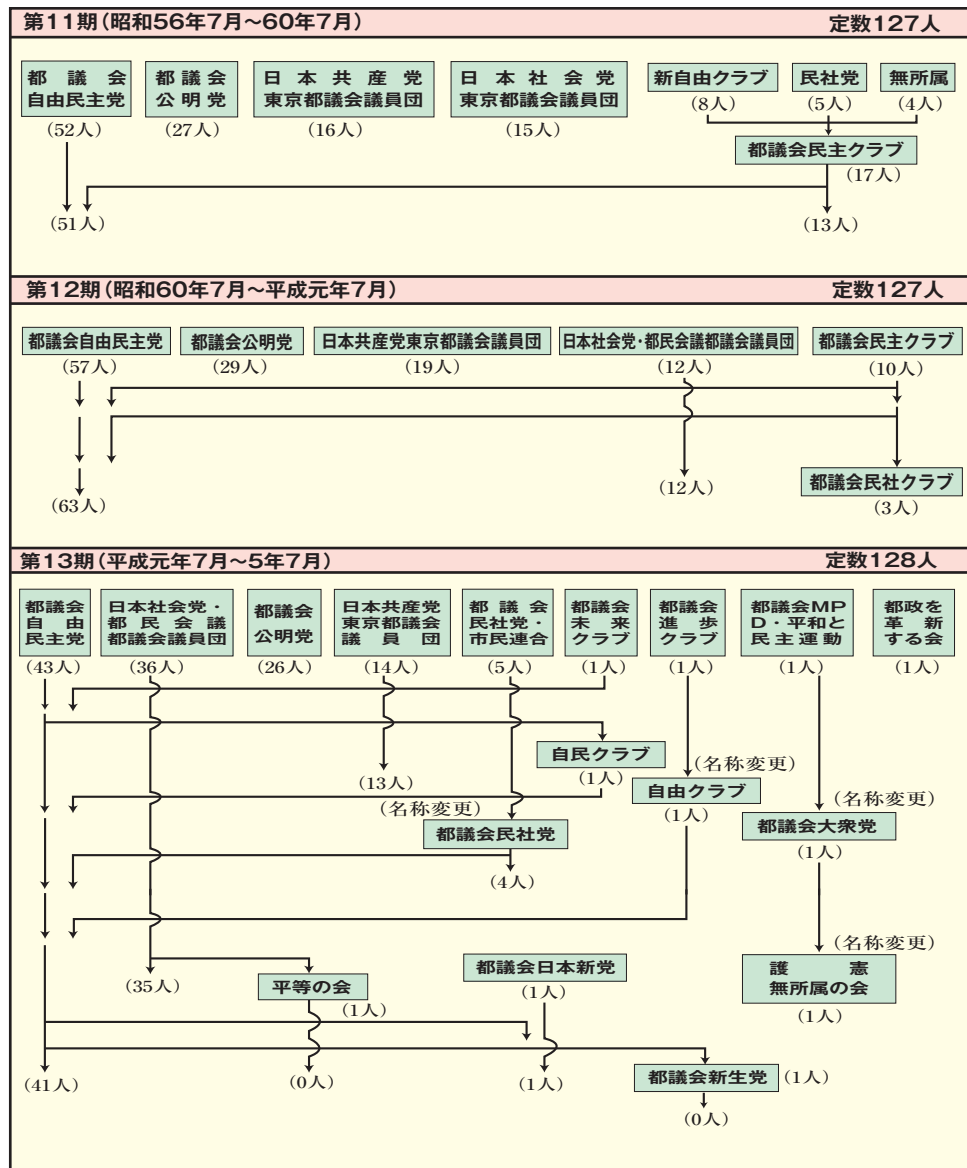


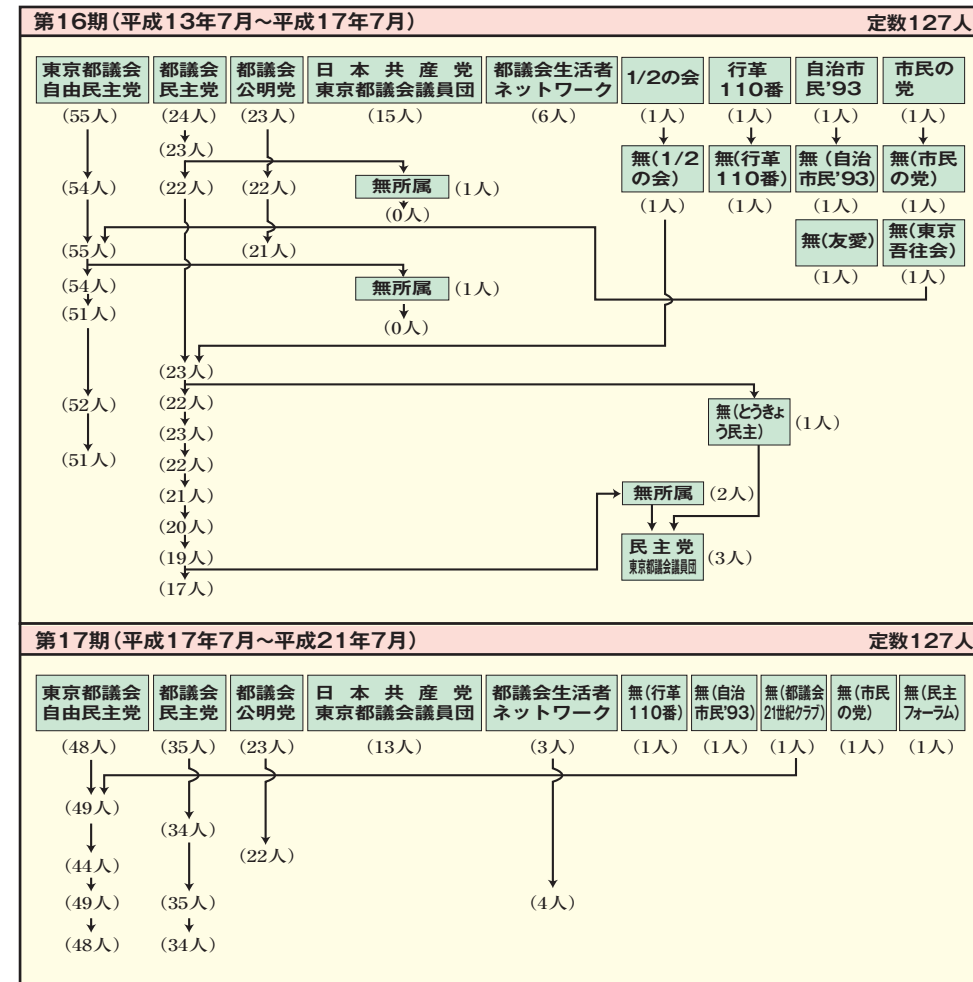
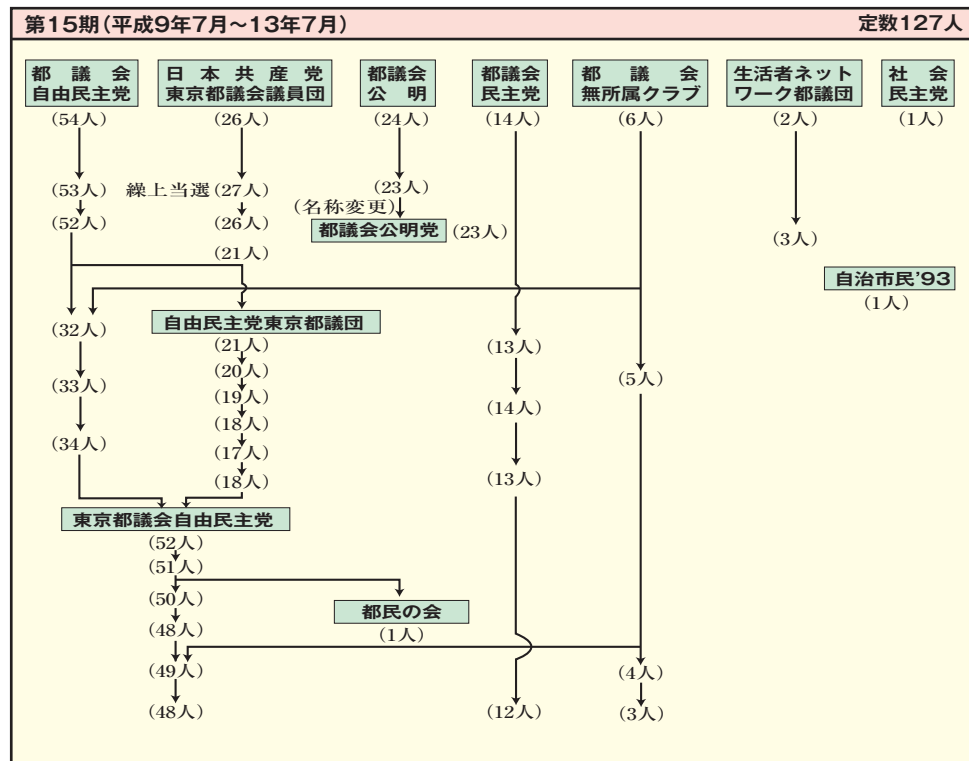
西 暦	年 月 日	事 項
2018年	平成30年 7月 4日	東京都政務活動費の交付に関する条例の改正(平成30年7月4日施行)
2019年	平成31年 4月 1日	● 人件費の金額部分を領収書等の写しの閲覧及びインターネットによる公表の対象に追加(平成29年度の支出分から適用) 議員報酬の月額及び期末手当を20%減額する特例措置の継続(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)
2020年	令和 2年 4月 1日	議員報酬の月額及び期末手当を20%減額する特例措置の継続(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)
2021年	令和 3年 4月 1日	7月17日 都議会議員の定数は正(1減1増) 議員報酬の月額及び期末手当を20%減額する特例措置の継続(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
2022年	令和 4年 3月31日	7月 4日 第21回都議会議員選挙(定数127人) 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正(令和4年4月1日施行) ● 議員が会議及び委員会を長期にわたり欠席した場合の議員報酬等の支給について規定
	4月 1日	議員報酬の月額及び期末手当を20%減額する特例措置の継続(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
	12月16日	地方自治法の改正(令和5年3月1日施行) ● 議員の請負に関する規制の明確化及び緩和 ● 災害等の場合に開会の日を変更できる
2023年	令和 5年 4月 1日	議員報酬の月額及び期末手当を20%減額する特例措置の継続(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
	5月 8日	地方自治法の改正(令和5年5月8日施行) ● 地方議会の役割及び議員の職務等の明確化 ● 地方議会に係る手続のオンライン化ができる(令和6年4月1日施行)
2024年	令和 6年 4月 1日	議員報酬の月額及び期末手当を20%減額する特例措置の継続(令和6年4月1日から令和7年7月22日まで)

資料4 都議会各会派等の変遷(昭和18年9月～)



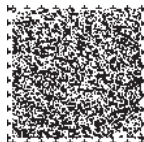
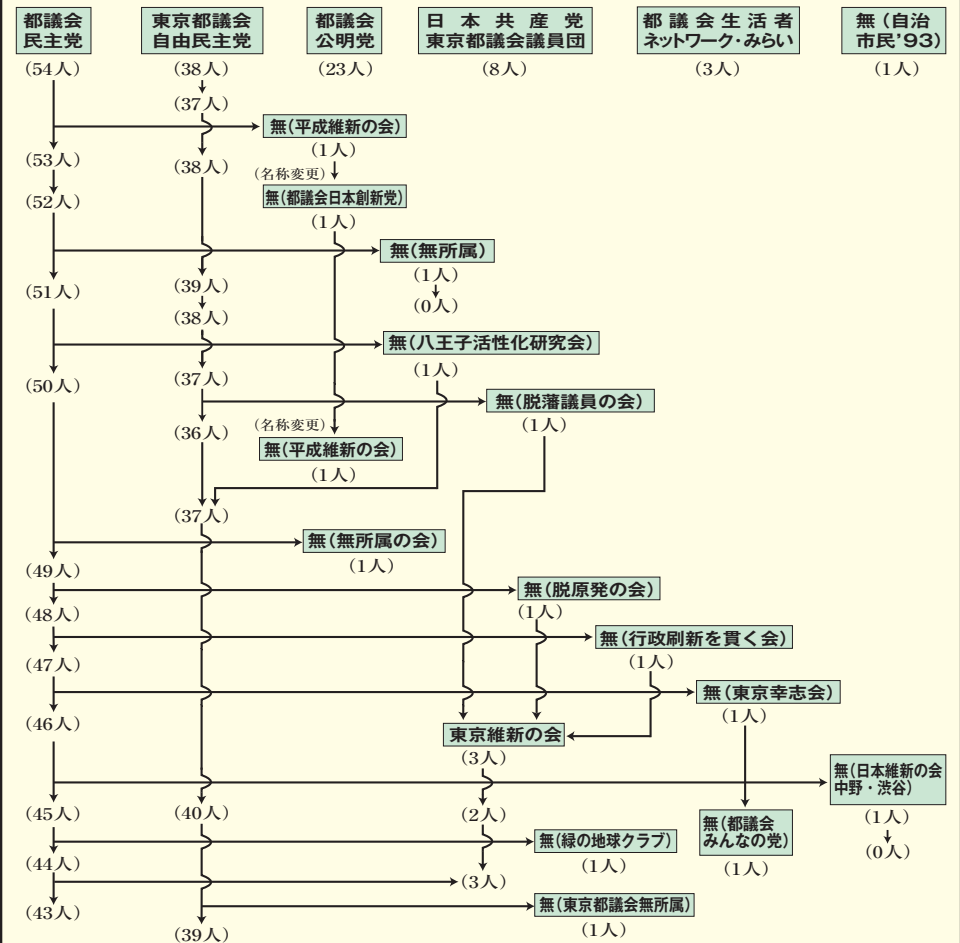






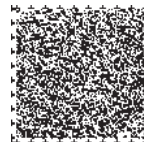
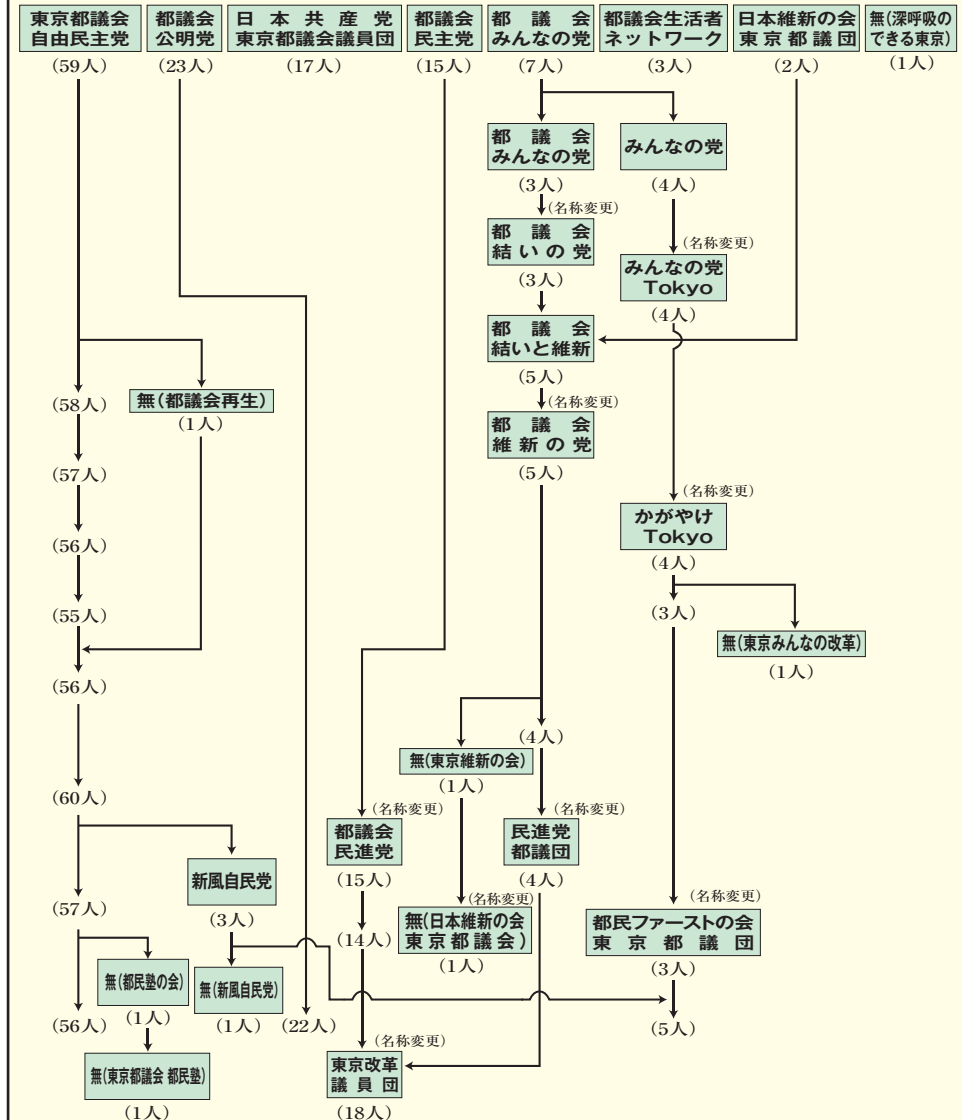
第18期(平成21年7月～平成25年7月) 定数127人

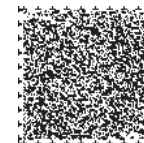
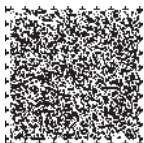
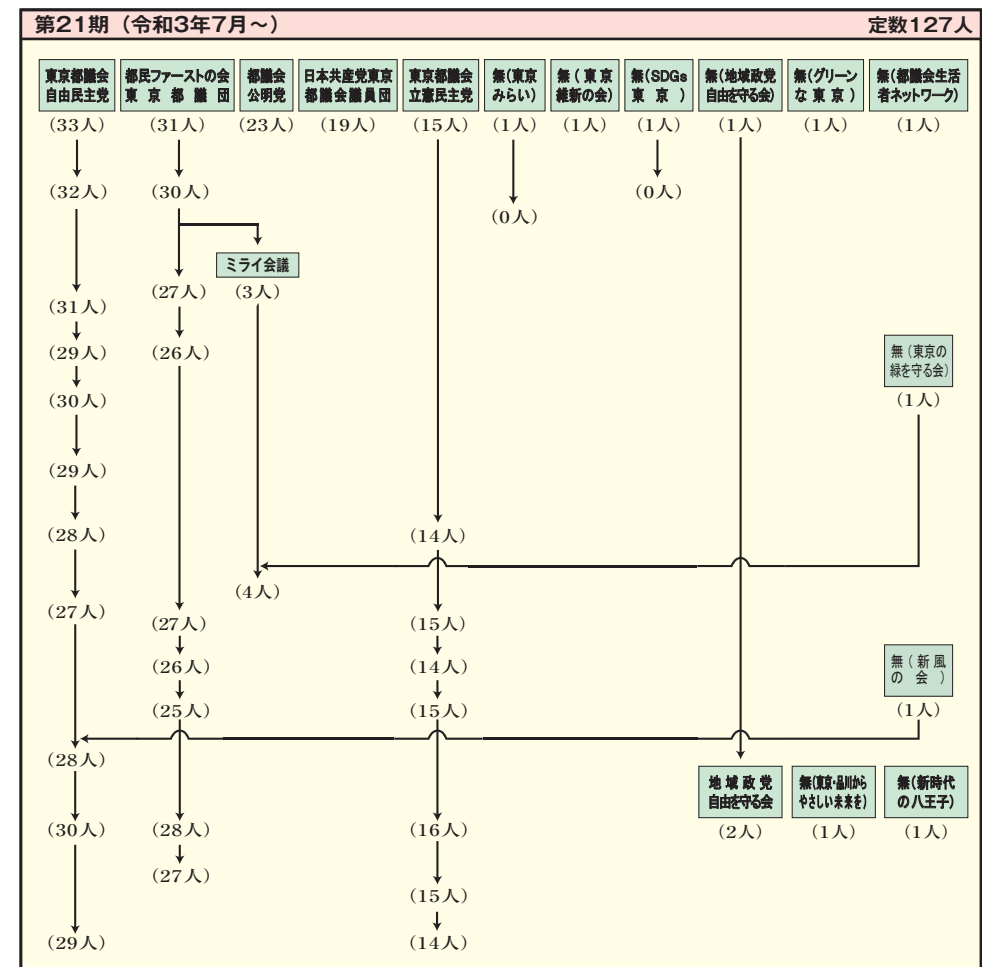
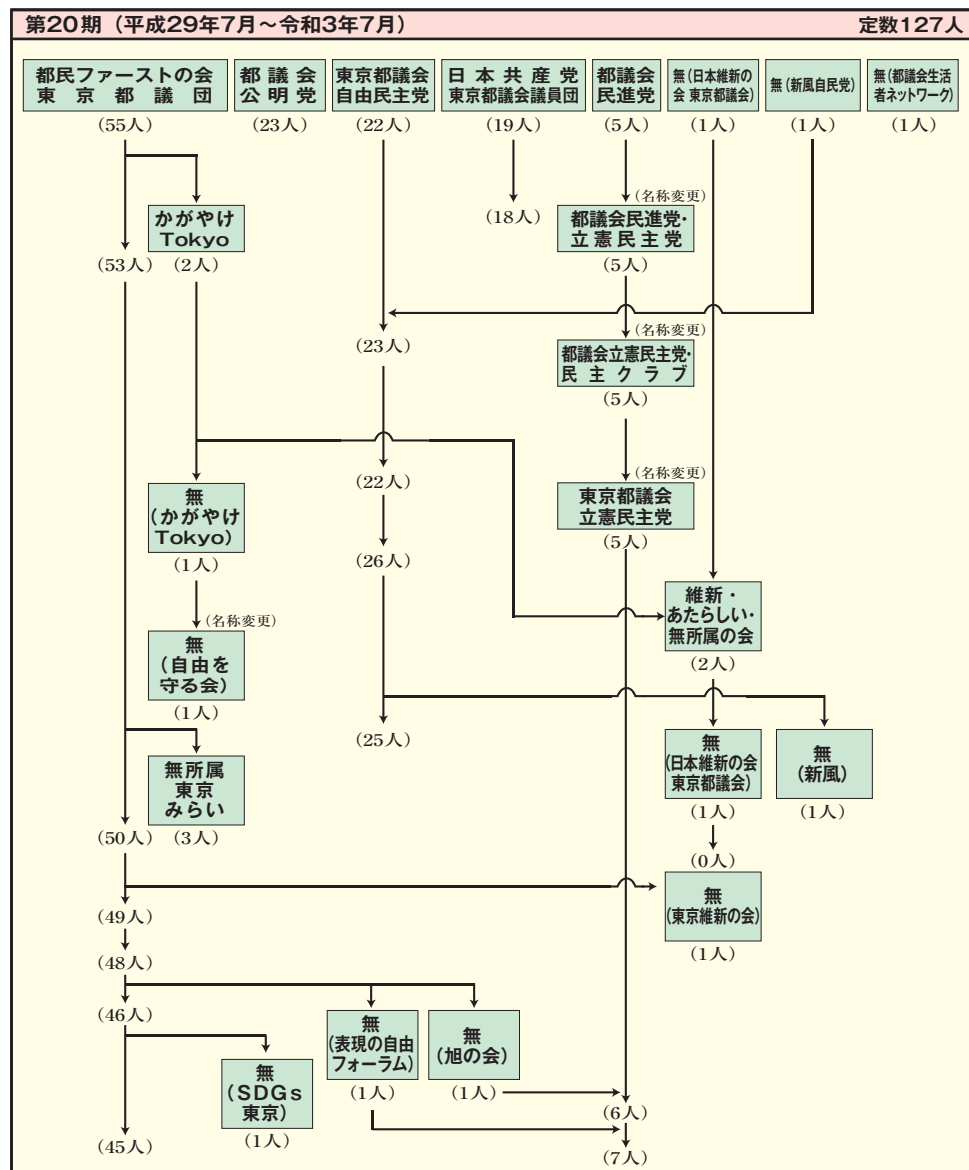
第18期(平成21年7月～平成25年7月) 定数127人



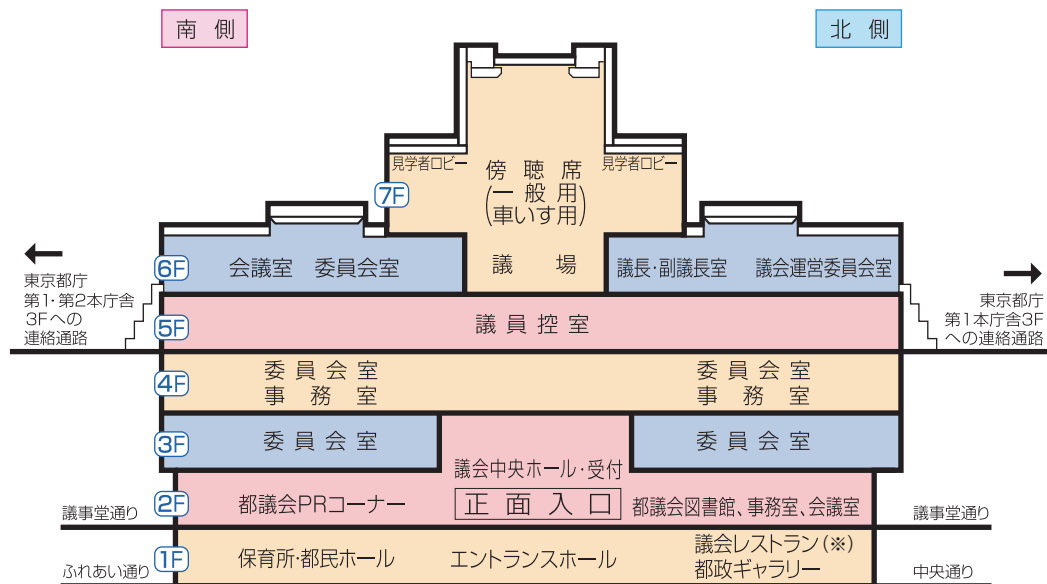
第19期（平成25年7月～平成29年7月） 定数127人

第19期（平成25年7月～平成29年7月） 定数127人

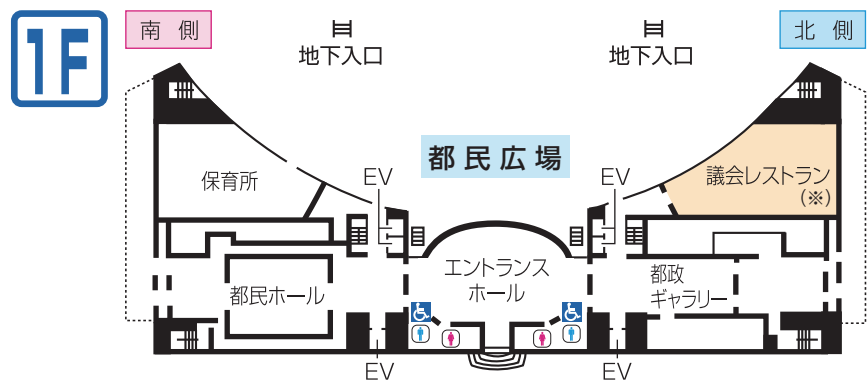




資料5 都議会議事堂案内図

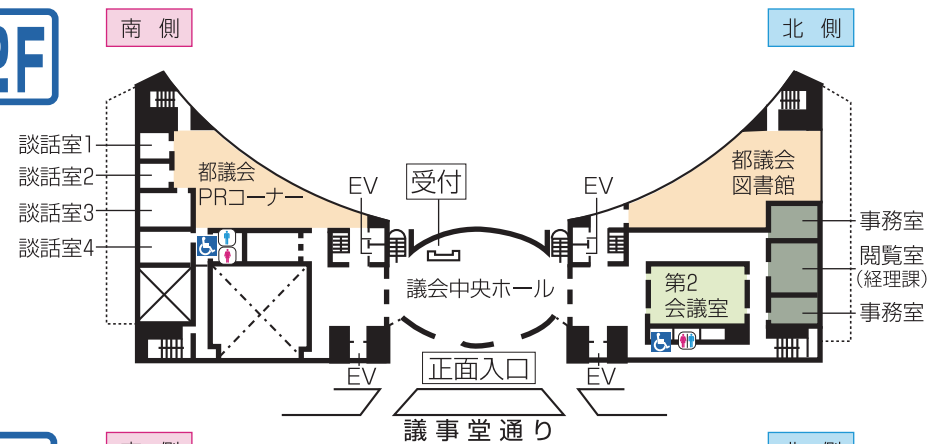


都民広場の地下に旅券課
(パスポート)申請受付、
店舗、飲食店があります。

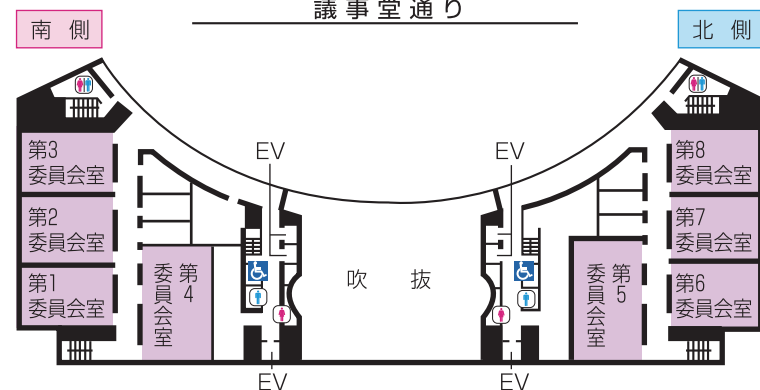


(※) 令和6年度は弁当販売
のみの営業になります。

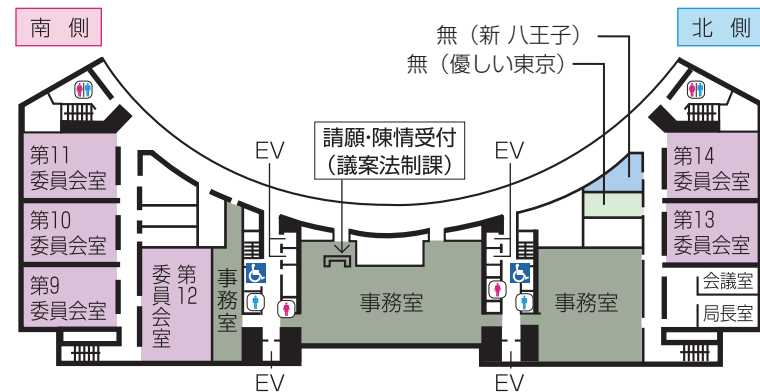
2F

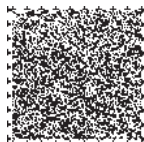
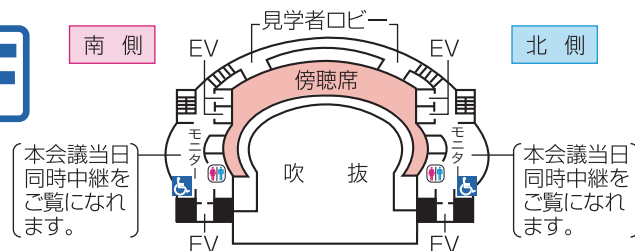
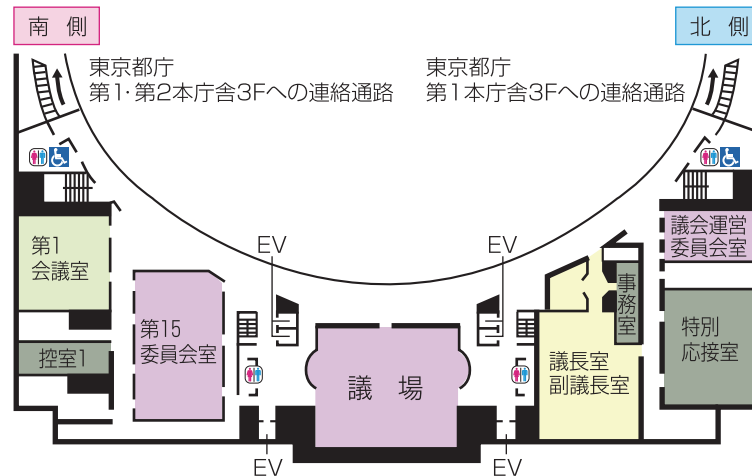
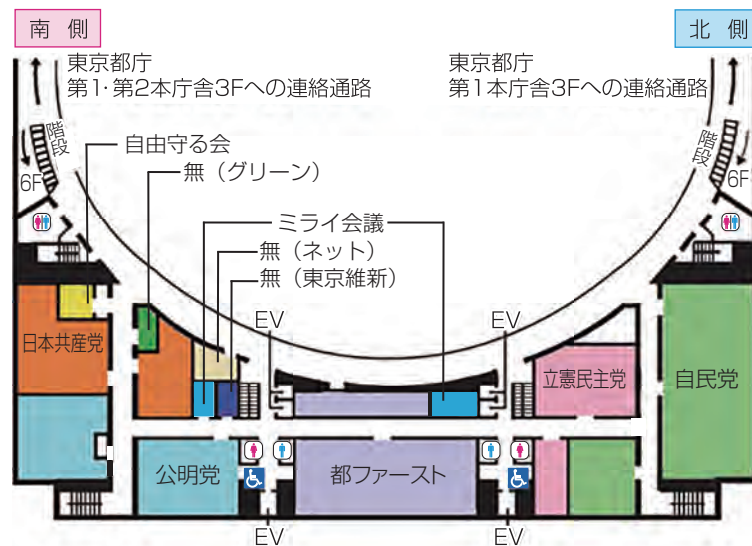


3F

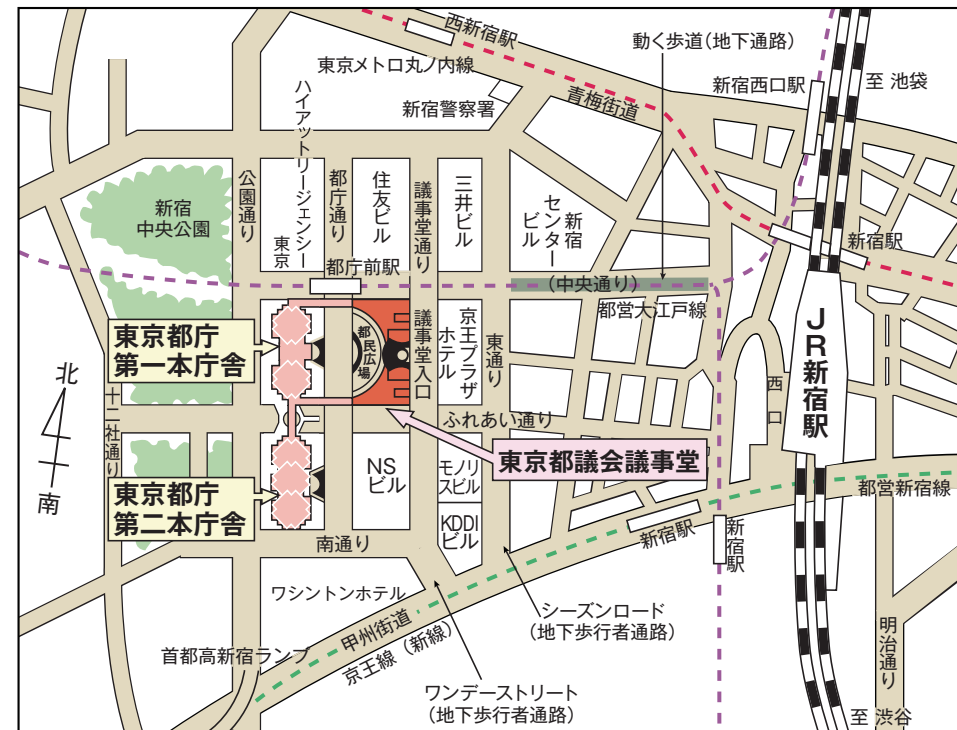


4F





資料6 都議会議事堂位置図



各会派等議員控室の電話(ダイヤルイン)

自 民 党 (03)5320-7210	自 由 守 る 会 (03)5320-7275
都 フ ァ ー ス ト (03)5320-7272	無 (東 京 維 新) (03)5320-7293
公 明 党 (03)5320-7250	無 (グ リ ー ン) (03)5320-7280
日 本 共 産 党 (03)5320-7270	無 (ネ ッ ト) (03)5320-7283
立 憲 民 主 党 (03)5320-7230	無 (優 し い 東 京) (03)5320-7284
ミ ラ イ 会 議 (03)5320-7290	無 (新 八 王 子) (03)5320-7285

都議会のはなし令和6年(2024年)
令和6年11月発行

東京都議会議会局
印刷物分類第 1 類
印刷物番号(6)第1号

編集・発行 東京都議会議員会局管理部広報課
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 (03) 5320-7128 (ダイヤルイン)
印刷 株式会社ハップ
電話 (03) 5661-3621



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

